

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成27年9月7日（月） 14時00分から 15時30分まで
開 催 場 所	別館4階 第3・4委員会室
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：岡委員、清水委員、津田委員、恩地委員、小野委員、 北村委員、加藤委員
欠 席 者	委 員：鶴島委員、藤本委員、富田委員
案 件 名	議案第1号 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即 した屋外広告物等の規制及び誘導について その他 報告
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・議案第1号 資料1 枚方市屋外広告物等条例等の改正について（案） 資料2 屋外広告物等の規制及び誘導の検討に係るスケジュール（案） ・参考1 景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催の状況について ・参考2 平成27年度第1回景観審議会専門部会会議録 ・参考3 平成27年度第1回景観審議会会議録 ・参考4 審議会委員名簿
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等の規制及び誘導については、事務局案で中間答申するものとし、パブリックコメントに係る手続きを進めるものとする。 ・景観法に基づく届出件数等は、今後、年度当初に前年度分の報告を行うこととする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開

<p>会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由</p>	<p>公表</p>
<p>傍聴者の数</p>	<p>なし</p>
<p>所管部署 (事務局)</p>	<p>都市整備部 都市整備推進室</p>

審 議 内 容

1 開 会

吉川会長： それでは、お待たせいたしました。定刻が来ておりますので、ただいまより平成27年度第2回枚方市景観審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方、何かとお忙しい中、また秋雨前線でちょっと湿度が高い中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、お手元の議事次第にありますように、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についてを、審議してまいりたいと考えております。

過去に一度、全体的にご討議いただきましたが、パブリックコメントに向かって、委員の皆様方に最終ご確認をいただいて、その上でパブリックコメントにという順序になっております。今日はそれに向けての議論ということでよろしくお願い申し上げます。

本日の会議録の署名人については、五十音順となりますので、下村副会長と私、吉川のほうでさせていただくということになります。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、市を代表しまして、戸野谷都市整備部長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願い致します。

戸野谷部長： 戸野谷でございます。

委員の皆様には、平素より本市行政にご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

先月末から今月に入りまして、先ほど、会長のほうから話もございましたけれども、秋雨前線の影響から雨の多い日が続いておりますが、委員の皆様におかれましては、季節の変わり目で体調が変わりやすい時期でもございますので、ご自愛をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会では、昨年の秋に諮問させていただきました、景観計画等に即した屋外広告物の規制誘導につきまして、前回の本審議会でご確認をいただきました内容を踏まえ、条例改正に必要な手続き等の内容を加えた案を提案させていただく予定でございます。

本日は、この案についてご審議をいただき、その結果を中間答申とし、10月にはパブリックコメントを実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。
それでは次に、委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を、事務局のほうからお願いいたします。

事務局： 事務局の土井原でございます。
座って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
まず始めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は12名でございますが、本日は8名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。
したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、委員の変更がございますのでご紹介させていただきます。委員名簿を参考にご用意しておりますので、右上に参考4と書いてあります資料をご覧ください。
資料の下のほうをご覧ください。建築分野の北村委員につきましては、団体内の人事異動に伴い、福山委員の後任といたしまして、新たに就任していただいております。
北村委員のほうから、一言お願いいたします。

北村委員： 初めまして、北村でございます。大阪府建築士事務所協会理事をやっております。福山さんの後任ということで参画させていただいております。枚方市の藤阪というところで建築事務所をやっております。この美しい枚方の町を守っていきたく思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございました。
なお、本日、鶴島委員、藤本委員、富田委員の3名の委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。
次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。
まず最初に、議事次第でございます。
議案第1号の資料といたしまして、資料1、2でございます。
次に、報告第1号資料といたしまして、資料5でございます。
参考資料といたしまして、参考資料の1、2、3、4でございます。
以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
資料につきましては、以上でございます。

なお、机にあります氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会でも使用しますので、お帰りの際は、そのままにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。

ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は12名中8名ということで成立しております。

本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、原則公開としております。本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： (異議なし)

吉川会長： 異議なしということで、それでは、本日の審議会は公開といたします。本日、傍聴人はおられるでしょうか。

事務局： 本日は、傍聴を希望される方はおられません。

2 議題

吉川会長： それでは、早速、審議に移りたいと思います。

それでは、議事次第の審議案件、議案でございます、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について、審議を進めてまいりたいと思います。

なお、本案件につきましては、諮問を受けてから、これまでに審議会を3回、専門部会を1回実施し、検討を進め、その熟度を高めてまいっております。市では、この後パブリックコメントが予定されておりますので、今回は中間答申という形で改正・変更案の内容について承認してまいりたいというふうに考えております。その点を踏まえ、ご検討をよろしくお願いいたします。

なお、最終の答申は、パブリックコメントによる市民や事業者の意見聴取や、都市計画審議会の意見聴取を経た後の次回審議会、また後で日程等をご相談されると思いますが、次回審議会とと考えております。

それでは、事務局のほうから議案について説明をお願いいたします。

事務局： それでは、枚方市都市整備推進室の松下です。これから説明させていただきます。

座って、説明させていただきます。

それでは、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についてのご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

この資料は、今後予定しておりますパブリックコメントに向けた資料として作成したもので、屋外広告物条例等の改正内容及び景観計画の変更内容について、1つに取りまとめたものでございます。

まずは表紙の部分ですが、屋外広告物と景観の関係について整理しております。ここでは、屋外広告物単体の規制というよりも、景観法と連携して規制誘導を図る必要性を明記しております。

それでは、次ページをご覧ください。

屋外広告物条例等改正の背景ですが、ここではなぜ、昨年4月に施行した条例の改正が必要であるかの説明を行い、その内容を中段以降にフロー図としてお示ししております。

最初の屋外広告物条例等改正の背景は、現行基準は大阪府条例の内容を参酌したもので、広域的な観点による区域及び基準の設定となっております。

次に課題ですが、1つ目は、本市の地域特性にふさわしい良好な景観形成を進めるため、区域及び基準の見直しが必要であること、加えて良好な景観形成や看板の落下事故など、公衆への危害防止を達成するために必要な手続きや適正管理に関する見直しが必要となっております。

これまで本審議会では、規制基準等を中心に検討を進めていただきましたが、パブリックコメントでは、本審議会への諮問事項以外となる手続きや適用除外等、条例の変更に係るものも合わせて聞くこととなります。

本日は、そういった内容を加えて整理いたしましたので、後ほどご説明させていただきます。

次の基準見直しについての考え方4点は、見直しに当たっての基本事項としてお示ししてきたものでございます。そして、今回の屋外広告物条例・規則の改正に伴い、連携して景観計画の変更が必要となることを示しております。

次のページですが、目次と屋外広告物の種別についてイラスト入りの解説をつけています。

それでは、次ページをご覧ください。ここから、下段にページ番号を入れております。屋外広告物に関する内容が頭に1番をつけ、その後に枝番をつけております。後で、またご説明いたしますが、景観計画に関する内容は頭が2番から始まっております。

それでは、資料1-1ページをご覧ください。

屋外広告物条例・規則改正（案）の大項目についてです。この内容は、

今回の屋外広告物条例・規則に関する主な内容となっております。これまで本審議会で確認していただいた内容は、1の区域の見直し、2の基準の見直し、そして3、手続きの見直しの主な内容のうち、1番目のポツにあります、景観重点区域（枚方宿地区）ですが、ここでは事前協議制の導入まででございます。それ以外は、今回新たに整理した内容としてお示しするものでございます。

今回、新たに確認していただく内容は、基準の見直しによる事務手続きの追加や、円滑に事務を進めるために必要なもので、手続きの見直しでは、看板の除去に係る届出や適正に掲出されている既存広告物が、基準の強化や区域の変更等により不適合となる場合の経過措置の見直しなどがございます。

次の4、適正管理に関する見直しですが、これは広告物が適正に管理されるよう、管理者の設置や指導等の対象者について見直すもので、看板の落下事故などを防止するため、看板管理に関する報告の求めや立入検査ができる旨の規定を追加するものでございます。

次のページの1-2をご覧ください。

先ほど、ご説明いたしました、見直しの大項目に対応する見直し項目の一覧表でございます。次ページ以降、(1)から(18)までの内容について、現行から変更する区分を記載しております。区域や基準の見直し内容につきましては、前回までと変更ありませんが、内容を思い出していただくためにも、これまで確認していただいた内容も含め、順次説明したいと思います。

それでは、次のページの1-3をご覧ください。

タイトルが1-2、屋外広告物条例・規則改正（案）の概要についてです。これは、参考に記載させていただいておりますが、条例における目的及び市、事業者、市民の責務を記載しておりまして、内容はご覧のとおり変更はございません。

次に、1-4ページをご覧ください。

(1) 区域の見直しですが、趣旨に説明文を記載しておりますが、関連計画である枚方市景観計画との整合を図り、また、屋外広告物の実態に即した区域区分といたします。左の図3が現行の規制区域区分で、その下の図5の景観計画の区域区分との整合を図り、右の図4として、新たな規制の区域区分とするものでございます。内容につきましては、図の中ほどの凡例の下に、①から④で整理しております。

①規制区域を市内全域に変更いたします。

②赤色の道路軸制限区域につきましては、国道1号、170号、第二京阪の両側500mから両側50mに変更いたします。

③青色の河川軸制限区域については、従前の淀川沿岸区域に加え、天野

川、穂谷川の両岸50mの区域を追加変更いたします。

④黄色の枚方宿地区を新たな区域として追加変更いたします。

それでは、次の1-5ページをご覧ください。

(2) 禁止地域等（広告物の掲出を禁止する地域等）ですが、これは広告物を掲出することが望ましくない地域等を定めております。変更内容を比較できるよう、左側に現行の内容、そして右側に変更内容を記載しております。

①から⑤までは、変更はございません。

⑥は、現行から道路の文言を省いておりますが、これは、今回⑩に追加します景観形成区域の中で、道路軸として道路部分が包含されるためでございます。

また、⑧の官公署、学校等の敷地については、それぞれの敷地管理者の判断に委ねられるべきことであると判断しましたことから削除しております。

次に、追加項目としての⑨と⑩は、これまでの条例になかったもので、枚方市の地域特性を踏まえ、枚方市文化財保護条例の規定や枚方市景観条例の規定に係る内容を追加しております。

次に、1-6ページをご覧ください。

(3) 禁止物件（広告物の掲出を禁止する物件）ですが、これは、広告物を掲出することが望ましくない物件を定めています。主な変更点は、枚方宿地区にあります歴史的景観建造物を追加しております。また、その件数として、※2のとおり、現在14件の建物が指定されております。

次の(4) 禁止広告物ですが、これは、屋外広告物法及び条例の趣旨に反する広告物を示し禁止します。主な変更点はご覧のとおり、掲出できない禁止広告物を①から⑤のとおり具体的に示すようにしました。

次に、1-7ページをご覧ください。

(5) 許可に際する事前協議ですが、これは、枚方宿地区は、景観計画において景観重点区域と位置づけられており、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な景観の保全・創造等を図るものとされております。このことを踏まえまして、歴史的環境整備ゾーンから見える広告物が落ちついた色彩で計画されることを目的として協議し、事業者の理解を求めようとするものでございます。

この項目は、今回新たに追加するもので、主な内容としましては、枚方宿地区では広告物の地色、事前に送付させていただいた資料は、その過半というふうには書いていたんですけども、今回の資料では表示面の3分の2を占める色を地色としております。色彩が、資料中ほどに示すように、基準を超える彩度を用いた広告物を新設して掲出する場合に、許可申請の提出をする前に協議を行うことと定めます。

この色彩基準のイメージですが、お手元の枚方市景観計画の資料がございますが、その19ページ、景観のところにピンクの附箋を貼らせていただいているところがございます。マンセル表の色彩見本が載っておりますが、赤枠で囲われているのが、景観計画で制限範囲内となります外壁の基本色となります。今回の屋外広告物の基準は、横軸の彩度4枚分までの範囲を色彩の規定に設定するものです。

それでは、資料に戻っていただき、対象となる規模についてですが、歴史的環境整備ゾーン、いわゆる街道沿いにつきましては、5㎡を超えるものから対象とし、商業・業務環境整備ゾーンと生活環境整備ゾーンでは高さが15mを超え、かつ表示面積が100㎡を超える広告物を対象としております。

次に、1-8ページをご覧ください。

(6) 掲出の許可、継続許可、変更許可等ですが、これは、広告物を掲出する際等の手続きについて定めており、今回※印にありますとおり、貼紙、立看板等の許可の期間を現行の30日から3カ月に延長するものです。これは、危険性の観点については適正な管理をすることで耐えうることもあり、掲出許可期間を緩和しております。

(7) 許可の基準ですが、これは、許可が必要な広告物について、最低限の基準を定めており、道路軸制限区域などの制限区域以外に係るもので、表3のとおり、屋上及び壁面広告物のみに制限がかかりますが、自立広告物の基準はなく、また、自家用や非自家用の区別もありません。なお、この基準につきましては、今回変更はございません。

次に、1-9ページをご覧ください。

(8) 表示の基準（制限区域：道路軸制限区域）ですが、これは道路軸制限区域には路線からの見通しに配慮するものとして、前回の本審議会でもお示ししている内容で、表4の網掛け部分の一部基準の見直しを行います。具体的には、制限緩和区域（商業・近隣商業の用途地域）で自立看板等の、その他広告物で、非自家用のものについて現行の表示面積50㎡から30㎡以内に規制強化し、高さを広告板及び広告塔ともに10m以内に変更するものがございます。

また、※1として、一部制限を緩和し、案内看板等の設置ができるように変更するものです。この具体的内容につきましては、恐れ入りますが、資料1-13ページをご覧ください。

表8、変更後とあるのですが、ここの(15)にお示ししている道先案内図（道路軸沿道）のところですが、学校や病院など、多数の人々が利用する施設への誘導広告物で、許可は必要ですが掲出できることとします。

また、条例改正により表示面積は30㎡以内、また、高さは10m以内

で、掲出個数は4個までと総量規制しております。

また、屋上及び壁面広告物については、この基準に加えて用途地域に応じて路線型表示制限区域の自家用広告物と同様の大きさの基準がかかります。

次に、1-10ページにお戻りいただきまして、上の(9)表示の基準(制限区域：河川軸制限区域、東部制限区域)ですが、これは、河川軸制限区域、東部制限区域には、面型の区域について遠景に配慮するものとして、表5の網掛け部分の規制基準を見直すものでございます。

具体的には、表の左端の重点制限区域では、自立広告物等の、その他広告物で、非自家用のものについて広告板及び広告塔の高さをともに10m以内に変更するものでございます。

真ん中の一般制限区域では、自立広告物等の、その他広告物で、非自家用のものについて東部制限区域の調整区域を除き、現行の表示面積に規制がなかったものを30㎡以内に規制強化するとともに、高さについても規制がなかった広告板及び広告塔ともに10m以内に変更するものでございます。なお、東部制限区域の調整区域は、高さ5m以内とします。

また、一番右端の制限緩和区域の中に※2とありますが、下段の図7のエリアとなる、下に枚方市駅周辺の図面があると思いますが、その周辺について、市民のアンケートの結果も踏まえた良好な景観形成の必要性や枚方市駅周辺再整備ビジョンによる変化を見すえ、15mを超える位置への屋上広告物の新設を禁止いたします。

次に、1-11ページをご覧ください。

(10)表示の基準(制限区域：景観重点区域(枚方宿地区))ですが、真ん中にあります表6のとおり、枚方宿地区における色彩及びデジタルサイネージに関する基準を新設するものでございます。なお、色彩の基準については、先ほど1-7ページの枚方宿地区の色彩基準として説明させていただいたとおりです。

次に、中ほどから下ですけれども、(11)例外的に掲出ができる広告物ですが、これは、社会生活を営む上で必要性の高い広告物や、必要の範囲内と認められる広告物を例外的に掲出できるものとして定めています。

現行の表7のとおり、1-11ページから12ページにお示ししているとおり、もともと基準等の規定の適用を除外するものについての基準がありました。本市の地域特性や広告物の実態に合わせ、その基準や除外の内容の変更、また新たな項目を追加するものです。

具体の変更内容についてをご説明します。ページをめくっていただいて、次の1-13ページと1-14ページをご覧ください。

変更後の表8ですが、一番上の凡例について、まずご説明いたします。今回、基準を見直す箇所を網掛けしております。また、除外の内容を見直

す項目を青色の太線で囲っております。それから、新設する項目を赤色の太線で囲っております。タイトルに当たる部分ですが、表の左端に除外番号、そして、その横に現行と対比できるよう前ページの除外番号を付しております。

次に、広告物の種類、除外の内容として許可が要るのか、要らないのか、その除外する内容を整理しております。

その次に、表示面積・大きさ、掲出位置、その他となっております。

それでは、見直し箇所を中心に、順次ご説明させていただきます。

上から順番に、まず（２）道先案内図その他公共上必要なもので、国、公共団体、公益法人、その他これに類する団体が掲出するものですが、現行では一定規模を超えるものは届出が必要でしたが、今回条例に基づく届出の手続きを省いております。

次に、（３）公益上必要な物件に寄贈者名等を表示するものですが、これは１つ前ページに戻っていただいて、１－１２の（７）、上から２番目をご覧ください。

ここで、表示面積・大きさが 0.5 m^2 以内、表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面 20 分の 1 以内とありますが、今回、基準の必要性を整理して省いております。また、合わせて除外の内容も一部変更しております。

それでは、１－１３ページにお戻りください。

次に、（４）非常災害のため必要な応急措置として掲出するものですが、これは、今後大規模地震等の発生も想定される中、本市の地域防災計画に指定される避難施設等への誘導を円滑に図るため、新たな項目として追加したものでございます。

次の（７）自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき掲出するものですが、表示面積につきましては、枚方宿地区歴史的環境整備ゾーン、いわゆる街道筋沿いでは、 5 m^2 に強化します。また、※１の高さについてですが、現行は掲出位置を地上から最上端まで 5 m 以内としていたものを、物自体の高さとして 4 m 以内としております。なお、この詳しい内容につきましては、※１の高さの定義については、１－１４ページの最下段に注釈の説明を入れております。

次の（８）自家用広告物についても、枚方地区歴史的環境整備ゾーンでは、 5 m^2 に強化しております。

次に、（９）自治会関係と、（１０）の選挙関係、（１１）の政治活動についてですが、これはもともと現行の（８）の一部として、１つの項目としてまとめられておりましたが、その内容を明確にする形で、今回、明文化し整理するとともに、大きさや明示事項の規定の必要性を考慮し、基準なしとしております。

次の（１２）工事現場につきましては、新たな項目として設定し、設置期間を１年以内としています。また、表示内容としては、商品等の販売に関する内容を掲出ししないものとしております。

次の（１３）車両、船舶、航空機、人、動物等に掲出するものですが、これはいわゆるラッピング広告等につきましては、許可不要との中で明確化しております。

次の（１４）簡易広告物についてですが、これは、※２として最下段の注釈のとおり、広告旗や立看板の取り扱いを明確にし、高さを４ｍ以内のものを対象にするものでございます。

次に、（１５）道先案内図につきましては、先ほどの１－９ページの道路軸制限区域の中で、※１の内容として説明させていただいたとおりでございます。

一番最下段の（１６）ですが、道先案内図、その他公衆の利便に供するものですが、現行は、掲出個数が２個までと制限がありましたが、制限個数を省いております。これは、道先案内であれば道路軸制限区域以外の禁止区域などにおける掲出となり、もともと設置ニーズが低いこともあり、条例によるコントロールを要しないので省いております。

次の１－１４ページをご覧ください。

一番上の（１７）学校、図書館等の教育文化施設、病院等の医療施設、もしくは保育所等の社会福祉施設の施設、敷地内に掲出する自家用広告物ですが、対象は都市計画決定にかかわらないものとし、屋上広告物について、表記のとおり大きさの制限を加えるとともに、壁面広告物につきましては、許可の基準の大きさが係ることを明記しております。

その下の（１９）自家用広告物ですが、今回、禁止地域等として、市文化財や景観重点区域等の地域、場所を新たに追加したことから、非自家用の広告物は設置できませんが、自分の商売に関する自家用広告物は設置できるよう除外規定を新たに加えております。

その次の（２０）自家用の簡易広告物ですが、これは高さが４ｍ以内であれば許可不要とするものでございます。

その次の（２１）は、自家用以外で表示期間が３カ月を超えない簡易広告物ですが、これについては明示事項を求めています。

次の（２２）自治会、商店街振興組合等が、広告主との契約に基づく道路・道路に接続する場所（市が所有するものなど）に表示する広告物で、その地域における、次の公共的な取り組みへの費用に充てるためのものですが、これは許可不要となります。

また、（２３）は、いわゆるネーミングライツと言われるものでして、現行は道路に限定されておりましたが、今回、施設等も含めることとして、土地、物件として変更いたします。

次に、1-15ページをご覧ください。

(12) 禁止地域等の指定等に伴う経過措置ですが、これは、今回のように地域、表示の基準等が変更されたことにより基準を満たさなくなった広告物を是正するための期間として、経過措置の期間を定めております。内容につきましては、次の隣のページの1-16ページのとおり、経過措置期間の見直しや、届出の扱いの変更、新たに禁止物件になった時や適用除外が法令等の変更により受けられなくなった場合、また、是正計画書の提出により経過措置期間の延長を可能にするなどがございます。

次に、1-17ページをご覧ください。

(13) 管理者の設置と管理義務ですが、広告物を適正に管理することについて定めております。今回、許可対象外の広告物についても、管理者を設置するなどの規定を追加しております。

次の(14) 工事完了等の届出ですが、これは、広告物を工事完了・工事中止・滅失・除却した際の手続きについて定めています。

次の1-18ページをご覧ください。

(15) 指導等、命令、許可の取り消しですが、これは、広告物が条例に違反している場合に、市長は、指導、勧告、公表、命令、許可の取り消しができることを定めております。手続きのイメージは、図10のフローのとおりでございます。

(16) 報告・検査ですが、これは、新たな項目で市長が、広告物に関する報告を求めることや、職員が土地や建物に立入検査することについて、必要がある場合にできることとして定めております。

次に、1-19ページをご覧ください。

(17) 処分、手続き等の効力の承継については、変更はございません。

次に、(18) 罰則ですが、これは先ほどの内容に関連する内容で、必要がある場合に、広告物に関する報告を求めることや、職員による立入検査ができることを新たに定めますことから、広告物の掲出者や管理者に対する罰則について定めております。

以上が、屋外広告物条例改正に関する内容ですが、現在、例規の調整を庁内で進めており、先ほどご説明しました経過措置に係る内容を含めて、パブリックコメントの実施までには、一部文言の修正や追加削除などが想定されますのでよろしく申し上げます。

次に、2-1ページをご覧ください。

景観計画の変更(案)について、II-1、変更する大項目についてですが、最初の1番目が市域面積変更に伴う表記の変更として(1章)と、2、屋外広告物に関する記載について変更で、5章の屋外広告物に関する記述を変更し、その変更に伴い3章の枚方宿の屋外広告物に関する一部を

削除するものです。

内容につきましては、次の2-2ページから2-3ページをご覧ください。

お手元の景観計画で黄色の附箋をつけておられますところなのですが、先ほど色のところで見てくださいました景観計画の資料です。黄色の附箋を貼っている21ページのところです。

この資料につきまして、現行と対比できるようにしておりますが、内容としては、今回の枚方宿地区における屋外広告物に関する誘導基準を反映した内容を盛り込んでおります。

最初の資料のほうにお戻りください。

最初の5-1、市全域についてですが、屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠であるため、景観計画の区域における本計画の趣旨と調和が保たれるよう、屋外広告物に関する具体的な基準については、枚方市屋外広告物条例にゆだね、行為の制限に関する事項を規定します。

次の5-2、景観重点区域についてですが、枚方宿地区の景観重点区域では、上記の市全域での規定とともに、以下のゾーン毎の方針に即したものとなるよう、屋外広告物に関する具体的な基準については屋外広告物条例に委ね、行為の制限に関する事項を規定しております。

具体的内容としては、ゾーンごとに規定しており、(1)歴史的環境整備ゾーンでは、(ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ちついた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。(イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。次の(ウ)複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさをそろえるなどの工夫に努める。(エ)別表3の色彩基準に適合するよう努める。(オ)電光表示するものの使用は控える。使用の際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないように努める。

次の(2)生活環境整備ゾーン、または商業・業務環境整備ゾーンでは、(ア)として、建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ちついた色を基調として、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。(イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、周辺のまちなみに調和する大きさ・数量とするよう努める。(ウ)として、複数設置する場合は、周辺のまちなみに調和するよう工夫に努める。(エ)別表3の色彩基準に適合するよう努める。(オ)電光表示するものを使用の際は、光量や点滅により伝統的なまちなみ景観を損なわないよう努める。

なお、別表3の色彩基準については、先ほど説明しました1-7ページの許可に関する事前協議のところでご説明したものと同様となっていま

す。

今回の景観計画5章の部分を、このように変更することから、現行の3章の3-2、区域別の景観形成基準(3)景観重点区域、①枚方宿地区の建築物等(これに附属する工作物を含む)の基準から、屋外広告物の項目を削除します。

次に、(2)変更する計画の施行日は、ご覧のとおり、平成28年10月を予定しております。

最後に、今後のスケジュールについてですが、資料2をご覧ください。

前回、お示しした内容と変更はございませんが、冒頭に会長からありましたとおり、本日の審議会で中間答申をいただければ、10月にパブリックコメントを実施し、その後、景観計画の変更につきましては、11月開催予定の都市計画審議会での意見聴取後、次回の本審議会で答申をいただき、12月議会に条例改正案の提出を考えております。その後は、誘導基準となる、ガイドライン作成に向けた検討を進め、その内容を本審議会でも審議していただきたいと考えております。

以上で案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉川会長： 長時間にわたって、本当にご苦労さまでございました。

ただいま、松下課長のほうから説明のありました内容について、皆様のほうから質問、ご意見などを頂戴したいと思います。特に終わりのほうですが、手続き、あるいは管理、命令、許可等、新しい内容が記載されております。それだけにはこだわりませんが、全てにわたって、ご質問、ご意見を承ります。よろしくお願いいたします。

ございませんか。実は、はたと今、さっき気がついたんですが、1-7のほうに枚方宿の景観重点区域の図が挙がってしまっていて、枚方市駅のところの商業・業務ゾーンがありますよね。それと1-10のほうの、駅前ということで、屋上広告物の一部禁止区域というので、駅舎も含めて区切られているんですが、重なってるところがあるんですよね、これは両方の規定が及ぶという考えでいいんでしょうか。

事務局： 両方及びます。

吉川会長： 北側というか、淀川側の駅前広場までの道路までが商業・業務ゾーンとしていますよね。

事務局： はい。北口のほうでしたら、今、結構ビルとか並んでいるところなんですけども、ちょうど今、枚方市駅の再生というか、これからの新たな景観に基づいてのエリアを、1-10のところを設定しておりますので、この

エリアでは、新設する屋上の広告物を制限するんですけども、景観重点区域としては、こちらの1-7で示してるとおりの分の、手続きや基準もかかりながら、特に枚方市駅の北口と南口のこのエリアについては、制限をかけると。

吉川会長： 新設を制限するということ。

事務局： そうです。

吉川会長： より厳しくなるということ。

事務局： はい、そうです。

下村副会長： 3つほど質問があるんですけど、最初にページが打ってないところなんですけど、資料1と書いてある、次のページの目次のところに、屋外広告物とはというところの絵が、建物のポンチ絵が入っているんですけど、多分対象外だと思うんですけど、懸垂幕は広告幕に入るわけですね、上から吊るす広告になるような。それでは、旗はどうですか。

事務局： 店の前に立つような、のぼりみたいなものですか。

下村副会長： のぼりみたいなもの、あれは対象外ですか。この絵の説明で旗がないんです。

事務局： 簡易広告物としては、対象にしております。

下村副会長： 全部がここに入れておく必要があるか、ないかというのはあるんですけど、新規の店舗であるとか、パチンコ屋さんの周りかな、あと何かそういうところの旗ですね、広告旗、よく2、3本並んでいるのじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

ちよっとご検討いただけたらと思います。

事務局： はい。

下村副会長： それと、ちよっと順番どおりにいかないかもしれないんですけど、2-3ページのご説明をいただいたところで、右上から(2)、その下の(ア)(イ)(ウ)の(ウ)の箇所ですね。複数設置する場合は、周辺のまちなみに調和するよう工夫に努める、ここのご説明いただいたときに、一面に

4カ所とかという説明をされていませんでしたか。

事務局： 総量規制、道路軸で非自家用のものですね。

下村副会長： 読まれた内容に4つと、私が聞き間違えたのかもしれないですけど。

事務局： その4つは、道路軸の話です。1-13ページの中で(15)、一番下のほうに道先案内図(道路軸沿道)のところで、ここで掲出個数は4個までと、しています。

下村副会長： 1-13ページの表ですか。

事務局： そうです。表の中の一番下(15)、赤で囲っています。掲出個数は4個までです。

下村副会長： ここに4個までと出てきているんですね。

事務局： はい。

下村副会長： わかりました。ちょっと説明のところが複数設置というような、先ほど質問させていただいたところが4個と、私ちょっと勘違いしまして、それでは結構です。

それとちょっとさかのぼって、1-5ページですね、ここもちょっと確認なんですが、先ほど現行では左のほうの⑥のところ、道路もしくは鉄道を外したというようなご説明をいただいて、変更後の⑩に該当するんですか。

事務局： 変更後の⑩に記載の道路軸において設定できることといたしました。

下村副会長： ここの⑩のところに道路という標記がなくなって大丈夫ですか。横並びにしているので道路がなくなったという印象が強いだけで。

事務局： ここで読めるということになります。

下村副会長： わかりました。私はそれだけです。

津田委員： すみません。2点ほど、ご質問があるのですが、私の記憶違いだったら申しわけないんですけども、1-11ページのところで、枚方宿の色彩

とかデジタルサイネージに関する基準（表6）というのがあるんですけど、ここでもデジタルサイネージの基準ということで、損なわないように努めるとかというように書いてあるんですけど、デジタルサイネージの関係って、ガイドラインをつくるということでしたね。

事務局： 条例、規則の中で、基準を定めて、これからガイドラインにも挙げていこうと思っています。

津田委員： ということは、デジタルサイネージ表示はしないようにというのを、基準として書くということですか。この枚方宿についてはデジタルサイネージは、もう使わないようにということをきちんと入れましょうということなのですか。

事務局： 使わないようにといいますか、景観を損ねないように配慮してくださいという内容です。

津田委員： 基準という形になると、もう使わないようにお願いしますという言い方であれば、ガイドライン的なものでお願いレベルみたいな話になって、最終的にそれは基準で、どうしても強制力があるんじゃないかみたいな話になったときに、ガイドラインやったらそれは強制力はないけど、もうなしですという話になるのかなと思うんですけど、基準という形のところにに入れておけば、きちっとデジタルサイネージでは基本的には使わないということを、相手に対して言うという、そういう理解ですか。

事務局： そうです。使用を控えてほしいということですよ。

津田委員： 結局、努めると書いてあるんですけど、ここら辺の方の意識は高いのではないかもしれませんが、例えば、それで使わないようにお願いしますと言われて、嫌ですと言われた場合には、どういうふうになるんですかね。

事務局： デジタルサイネージを規制するというのじゃなくて、けばけばしくないものにして下さい、周辺の環境に配慮してください、景観を損なわないようにしてくださいということを、まずスタートラインとして話を持っていきたいと思っています。

津田委員： 基準という話になると、普通はマルかペケかという感じになると思うのですが。

事務局： こちらにつきましては、まず基準でマルかペケかという基準もありますけれども、定性的、定量的と言われるようなそういった基準もございません。前回の第1回審議会におきまして私どもが説明させていただきましたのは、歴史的環境整備ゾーンにおきましては、こうしたデジタルサイネージについては、1つは使用を控えていただきたい。もう一つは使用をする際は、光の量や、あるいは激しく点滅しないようなことに配慮を求めると、こういったことをご説明させていただきました。今回のご提案は、それを具体的なものにしたものでございます。確かに、委員がご心配な点もあろうかと思いますが、こちらにつきましては、地域の方と本市が協力して、事業者のご理解を得ていくと、こういったことで進めてまいりたいというふうに思っております。

津田委員： 実は大阪府のほうでもデジタルサイネージのLEDとか、その辺の扱いを検討しているんですが、ここは枚方市という限られたところでやるんで違うんですけども、大阪府全域ですから、もう少し広くやろうとすると、やっぱりガイドラインぐらいしか今のところはできないと、強制的にそれをやめろという話も、非常にデリケートな話かなというところがあったものですから、質問させていただきました。

小野委員： うちのところもちょうど宿場町の中にあるんですけど、古い家やから潰したりしはるんです。そうすると200坪ぐらいあきますね、そこに建物が建つんですね。そうすると、ものすごい派手な色にしはったことがちょっとあって、市から言ってくれはったんで、塗り直ししてはりました。大体住んでいる者はそういうような色にして、マンションを建てる時も、宿場町やからこういう茶色にして、落ちついたものにしたんですけど、大体住んでる者はそういうようにしようかなとするんですよ。前も言いましたように、自販機の色も、赤とかそんな色ですけど、そういう茶色に変えてもらったり、協力してもらおうようにはしているんです。

清水委員： 今までそれでもめたこととか、そういうことはないんですか。

小野委員： 自分のとこの家とか、そこの建物の方は気持ちよくちゃんと塗り直してくれたんですけど、大体周辺に合わせてね。

清水委員： ずっと昔からの人がいてはるとこは、まさにそんなんでいいんですけど、ぽこっとあいたとこ、例えば、ほかの全然違うディベロッパーが入ってきて、こんなすんねんとかいうときは、大体もめるんですよ。もめたときにお願ひしますで済むかどうか論点になってるんで今、お願ひしま

すでいける雰囲気なんかなということ、今気にされてるんやと思うんですが、そこらが大丈夫かなというのがちょっと今の懸念のそこやと思うんです。

小野委員： そのときに変えてもらったんです。

清水委員： これからも大丈夫でしょうかね。

小野委員： これが決まれば、またそうしてもらえる。

吉川会長： 今おっしゃったように、色は基準でこの範囲というので発揮するわけですけど、まだデジタルサイネージというのが、今、一般的に出てきているのがパチンコとか遊技場だとかっていう、いわゆる商業系のデジタルサイネージが専らなので、ある意味で目のかたきにするところがあると思うんですが、そういうものがやっぱり好ましくないよね、だけど、例えば、これから枚方宿地区というのが、東海道57次の56番目だろうというようなことを、やっぱりデジタル化した世の中で、表示をしていくという話が出てくるわけですよ。例えば、それがコンピューターとつながって表示されるというのがデジタルサイネージなので、そいつが表示されるのがLEDを使おうが、液晶を使おうが、いろんな形というのがあるわけですよ。あるいはディスプレイで表現されるやつもあるわけで、そうなってきたときに、今から考えて、これはだめよと、あれはだめよと、これはいいですよとなかなか言えないので、恐らく、先ほどの津田委員がおっしゃったように、イエスかノーかというような基準ではなくて、非常にファジーな基準、基準って言っていいのかわかりませんが、ファジーなところが残されてくるのではないかなと私自身は思っていて、この前の専門部会のところでの議論でも、そういうような話ではなかったかなというふうに考えていました。ですから、これからいろんなことが起こってくることに、とりあえず用意をしておかないと、今、清水先生がおっしゃったように、俺は知らんぞと、俺のところが金を払って買った土地やから好きにつくらせろというのでは困るので、一応、網をかけとこうかなというような話になるかなと思うんです。

清水委員： だから、そこはにらんでおかれたほうが、今すぐどうと言うことはないんですけど、にらんでおかれたほうがいいのかなという気はしますね。もめるのはそういうパターンなんですよ。昔からずっといる人たちが、みんなできれいにしていこうねというところでもめることは、まずないわけですよ。ところが、全然目的が違う人が1人入ってきて、観光化している

から、ここは店出したらもうかるわと言うて、派手な看板を出すということはあるわけで、しかも外から来てる人ですから、今までの縁もゆかりもありませんから、わしはこんなもの高い金を出して買うたのに、もうかるようにするわって言われたときにね、どうもっていくかというのを視野に入れたほうがええのかなと、遠い将来かもしれませんし。

小野委員： 色はそうですねんけど、やっぱり看板のマークがね、グリーンやったり、赤とか。全体の建物の色を抑えても、大きいマークが、がっとグリーンでついてたり、赤でついてたりしますから、やっぱりその色は決めておいてもらったほうがいいかもしれませんね。

吉川会長： そういうことで一応彩度を抑えるとなっているわけですね。

事務局： はい。

津田委員： それともう一点なんですけども、1-16ページのところで、経過措置のイメージ図が書いてあるんですけども、よくわからないのが、まず1番上の禁止物件で、改正前に許可が不要やった広告物の場合、1年以内に届出が必要というところで、届出というふうになっているんですけども、この届出というのは、どういう届出になるんですか。もともと許可が要らなかった、不要やった広告物なのですね、後からそこは禁止物件だからだめですよとなるというパターンですね、これは。でも、そのときの届出っていうのが、どういう届出になるんですか。

事務局： 基準日よりも以前に設置されていた物だということを、まず把握する必要があります。それに経過措置を充てるというのを適正に図るために届出を出していただくという考えです。

津田委員： 把握するために出してもらおうということやね。

事務局： そうです。

津田委員： あとですが、その下ですと、これはもともと許可を受けていたんですけど、後からそこがだめですよというか、基本、禁止物件になってだめですよとなったというケースなんですけども、これは既に先に許可してたので、この届出というのは、その右に書いてます改善前の基準で許可って書いてますけど、改正前の基準で許可を受けてるんですね、これは、受けるものを、もう1回改正前の基準で許可って書いてあるんですけど、この

意味がちょっとよくわからないなと思ひまして。

事務局： 2段目のものについては、経過措置の期間に許可物件が、継続申請する時に、すぐに許可ができないというのではなくて、1回は許可を得ていただくため、その是正の期間を設定したということで、もう一度、前の条件で許可を得ていただけるものです。

津田委員： その前の届出、赤で書いている届出というのは、先ほどおっしゃった、これは把握するための届出で、その後、1年以降の許可日のところに許可と書いてあるのは、新たに許可を、期限が過ぎて許可するんですけども、その経過期間内やから、もう一度、前の基準で許可するという考え方ですか。

事務局： はい。

津田委員： その経過措置期間が過ぎてしまうと、既存不適合になって、次の更新のときには、新しい基準許可でやってもらわなあかんって話になるんですね。

事務局： そうということです。

津田委員： わかりました。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

下村副会長： コメントになるかもしれませんが、今、大阪府、大阪市もサインージを検討させていただいて、今、そろそろ終盤には近づいてきているんですけど、先ほど、会長がおっしゃったように、コンピューターで操作したりとか、LEDを入れたりとか、結構コストが高いんですね、現在のところですけど、3、4年したら、もうちょっと安なるかもしれませんが。ですから、投資効果がどれくらいあるかによって、よっぽど人が多く来訪する駅前であるとか、ちょっと枚方宿はどうかというのがわからないですけど、そういった駅前のあたりは導入される可能性はなきにしもあらずですけど、それも大阪市内なんかでも、やはり難波とか梅田とかでそういう大規模にチカチカ照らして、それぐらいの必要があるところでは入ってくる可能性があるんですけど、枚方市の駅前はちょっとクエスチョンぐらいで、どのくらいの事業者なんかが、大がかりな電飾でもうかるかという判断をされるというB/Cを考慮されているわけですね。ですから、安易な

考えですけど、これはかなりコストがダウンして流通し出すと、駅前なんかの可能性が出てくるような気がするんですね。ですから、先行的にサイネージ、ここで対象にされているのは非常に賢明、いいことだとは思いますが、枚方宿に関しても、別の用途が発生して、まちなみから、やっぱり集合住宅なんかへ変更がされたときには、やはり色彩のみならず、こういう屋外広告物もしっかり提示されてるということはいいことだと思いますので、先ほどちょっとお話が出たように、これで基準かどうかと言われると、私も微妙かなと思いますけど、そこはしっかりと窓口も含めて、書いてるというふうなところを根拠としてちゃんとご指導されたり、地元の協議会の皆さんなんかにも指導されていくというようなことで、何となく大丈夫かなというような、こういう書き方でも大丈夫かなという気がしますけど。

吉川会長： 逆にデジタルサイネージなんだけど、0、1じゃない基準をつけておくことはいいんじゃないでしょうか。

下村副会長： どうなるかわからないですよ。

吉川会長： ただ、それこそ梅田の近くだとか、あるいはそれぞれの代表例、駅とかいうのは、多分、JR西日本でもほとんど柱につく広告なんていうのは、全部デジタル化仕様なんです。いずれそういうところで大量に使われてくると安くなりますし、逆に紙のようなディスプレイが出てくると、いろんなところに貼りつけられますから、あるいは連動されることになりますから、曲がってつくっての話になりますので、そのためだけというのもちょっとあれなんですけど、そういうことも考慮して入れておいたほうが、再度慌てて、またここを改正しないといけないということにならなくて済むんじゃないかなという気がします。

いろいろ難しい用語、その他がございますが、疑問なところは遠慮なくご質問いただければと思います。

それでは、ご質問がないようですので、先ほど、事務局のほうからも説明がありましたが、今、条例ということで、例規的な表現、先ほどの届出だとか、ちょっと我々もなじみがなくて、多分清水先生が一番なじみが深い話になると思うんですが、許可日とかそういう例規的な関係で、今後、多少まだ修正が入るかもしれないというお話をいただいております。ということは、皆さんのほうもご理解いただくということで、今日の議案でございます、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導については、原案どおりで承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

出席委員：（異議なし）

吉川会長： また、屋内広告物など、規制基準ではなく誘導基準として設定するものについては、今後、先ほども津田委員のほうからもご指摘、ご質問がありましたガイドラインで内容を検討していきたいというふうに考えております。

今日、いただいたご意見は、具体的には資料そのものには反映するところはなかったように思いますが。

事務局： のぼりのイラストのところだけ、でした。
のぼりのところは、イラストを追加させていただきます。

吉川会長： のぼり、ですね。これは当然、資料に反映していただきます。

事務局： はい。

吉川会長： 修正をされるということなのですが、この修正の確認については、副会長も私のほうに一任いただけるということでよろしゅうございますか。

下村副会長： お任せいたしました。

吉川会長： それでは、意見に対する対応ということで、目次のところにございましたポンチ絵にのぼり旗等を追加する部分については、事務局のほうで修正案をご検討いただきまして、私の方で最終確認をさせていただくことにいたします。なお、変更内容や修正資料は、各委員に送付していただきますので、それでよろしいでしょうか。

出席委員：（異議なし）

吉川会長： それでは、たびたびになりますが、本日の審議案件のまとめということで議案となっております、枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導については、先ほど確認していただいた内容を本審議会の中間答申とし、先ほどのポンチ絵の修正等を図った上で、パブリックコメントに係る手続きを進める方向でご異議ございませんでしょうか。

出席委員：（異議なし）

吉川会長： 異議なしと認めます。

3 その他

吉川会長： 次に、その他として、事務局のほうから報告があるようですので、説明をお願いいたします。

事務局： それでは、景観法に基づく届出等及び景観アドバイザー会議の開催状況について、ご報告いたします。恐れ入りますが、資料として参考1をご覧ください。A4、1枚のものでございます。

前回の本市議会において、口頭で報告させていただいた内容を資料としてまとめております。前回と異なる点は、平成27年度に※印を打っておりますが、本年の8月31日までの時点で、件数等を整理しております。資料のとおり、法手続関係が年間30件程度、アドバイザー会議が5回程度開催されている状況となっております。今後は、毎年度の頭に前年度の状況をこのような形で報告させていただければと考えております。

報告内容は、以上でございます。

吉川会長： 今ご説明のありました届出と景観アドバイザー会議の開催について、ご質問、ご意見等をお受けしたいと思いますが、ありませんでしょうか。

それでは、今後は次年度の頭で前年度の報告をいただくということになります。

事務局： はい。

吉川会長： それでは、ご意見等もございませんようですので、終わらせていただきます。最後に、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

事務局： 特にございません。

4 閉会

吉川会長： それでは最後に、都市整備推進室の太田室長より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

太田室長： 閉会に際しまして、事務局より一言ご挨拶を申し上げます。
本日は多忙な中、長時間にわたりご審議を賜りまして、ありがとうございます。

いました。

本日の審議案件であります、屋外広告物の規制及び誘導の検討につきましては、本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見を踏まえ、中間答申へと進むことができました。

今後、パブリックコメント等、必要な手続きを実施してまいります、その過程で寄せられましたご意見等につきましては、次回審議会にご報告を予定しております。

今後もタイトなスケジュールとなることが予想されますが、より望ましい屋外広告物のあり方を目指し、委員の皆様には、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

また、本審議会の委員の皆様が、この10月末をもって任期を迎えられることとなりますが、本市といたしましても、本案件の答申から屋外広告物ガイドラインの作成を始め、都市景観基本計画で掲げております表彰制度の確立、また景観づくりのシンポジウムなど、市民への啓発・広報活動の実施等が、来年度に向けた検討課題であると認識しております。こうしたことから、後日改めて文書でのご要請となりますが、引き続き、委員の皆様には一層のご協力を賜らなければならないとの思いを申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は長時間ありがとうございました。

吉川会長： それでは、本日の審議会はこれで終わりとさせていただきます。

これをもちまして、平成27年度第2回景観審議会を閉会させていただきます。

次回の審議会は11月下旬ごろに開催したいと思います。

本日は、委員の皆様方、ありがとうございました。